

たちかわ競輪ホームページ広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市広告掲載規則（平成22年4月1日市長決定）第2条第1号イに掲げる「市のホームページ」に広告を掲載するに当たり、同規則第3条に規定する掲載料その他必要な事項について定めることを目的とする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載するものは、たちかわ競輪のホームページとする。

(掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、ホームページトップ画面とする。
なお、特設サイト開設時には、同サイトのトップページにも掲載するものとする。

(掲載の種類・規格)

第4条 広告の種類はバナー広告とし、市がホーム画面上で定めた大きさとする。

(掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1か月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載募集枠)

第6条 募集は、最大10枠とする。

(掲載料金)

第7条 掲載料は、1枠月額5,000円とする。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおりとする。

掲載料金一覧表（1枠）

掲載期間	割引率(%)	掲載料(円)
1か月	0	5,000
3か月	5	14,250
6か月	13	26,100
12か月	20	48,000

(募集方法及び募集期間)

第8条 募集は公募とし、ホームページに掲載して希望者を募るものとする。
募集は随時行い、枠数が埋まった時点で終えるものとする。

(広告のデザイン)

第9条 バナー広告のデザイン及び色彩等は、たちかわ競輪ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告掲載者と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要とする事項は別に公営競技事業部事業課長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成24年12月1日から施行する。